

令和2年度「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ」選定に係る質問と回答

質問1（質問箇所：募集要領1頁1項（以下P. 1－1のように記載します。））

募集要領において「全国のスタジアム・アリーナについて、（中略）2025年までに20拠点を実現する」と記載ございますが、具体的に決まっている場所はありますか。

回答

本選定は今年度から開始するものであるため、現時点で選定されている案件はありません。今年から2025年までに20拠点を選定していくものになります。

質問2（P. 1－1）

2025年まで毎年募集がある見込みでしょうか？

※類似質問多数

回答

現時点では毎年募集を行う予定です。

予算要求と関連するため、確約できかねることをご理解ください。

質問3（P. 1－1）

今年度何拠点程度の選定を考えていますでしょうか。また、来年度以降、何拠点程度の選定を考えていますでしょうか。今年度20拠点を満たしても、来年度以降募集するのでしょうか。

回答

基準を満たした案件を選定施設とするため、年度ごとの数値上限は設けておりません。

仮に今年度選定で20拠点を達成した場合であっても、次年度以降も募集は継続します（ただし、予算要求に関わる内容のため、確定ではありません）。

質問4（P. 3－1）

申請書類一式の製本方法ですが、市販のバインダーファイル綴じ（A4 縦：2穴）でもよろしいでしょうか。

回答

問題ありません。提出書類の作成要領をご参照下さい。

https://www.mext.go.jp/sports/content/20200803-spt-sposeisy-000008852_10.pdf

質問5 (P. 1 - 1)

所在予定地が複数ある場合、本公募対象になりますでしょうか。

回答

事業予定地は具体的な事業計画の前提となる重要事項であるため、決定してからご応募ください。

質問6 (P. 1 - 2)

運用を開始して間もない段階にある施設は、Ⅰ～Ⅲのどの段階で申請することが適切ですか。

回答

「Ⅱ.設計・建設段階」となります。

質問7 (P. 1 - 2)

PFI 事業において、事業者募集中の案件は何段階となりますか。

回答

「Ⅰ.構想・計画段階」となります。

質問8 (P. 1 - 2)

今年度、アリーナ建設に向けた基礎調査を実施し、施設の規模・機能の検討を行っており、その後、来年度にアリーナ施設の事業スキームの検討を含めた基本計画を策定する予定の案件があるとしてます。

この場合、応募のタイミングとしてはアリーナ施設の基本計画を令和3年度末に策定した後、令和4年度に「構想・計画策定段階」の選定公募への申請が可能になるとの理解でよろしいでしょうか。

回答

ご認識のとおりです。

質問 9 (P. 1 - 2)

複数施設（スタジアム及びアリーナ）を一つの事業の中で進めており、個々の施設で進捗が違うのですが、別事業として応募するべきでしょうか。

回答

スタジアムはスタジアム、アリーナはアリーナで切り出し、各施設の進捗状況に応じて、それぞれで申請をお願いします。

質問 10 (P. 1 - 2)

プロジェクトの候補地や、改修か新設かが定まっていない場合、別の事業として申請するべきでしょうか。

回答

候補地や改修、新設の別が定まった段階で申請ください。

質問 11 (P. 1 - 2)

コンソーシアム形式での応募の場合、スタジアムの所有者が代表となることが望ましいのでしょうか。

回答

代表を明確にさせていただくのは、事務的なやりとりの窓口を一本化する意図からです。コンソーシアム内で合意形成ができており、問い合わせ等に適切に対応が可能であれば、必ずしもスタジアム所有者が代表となる必要はありません。

質問 12 (P. 1 - 2)

一つの事業で複数施設のアリーナが有り、進捗が設計段階、運営段階と違う場合であって、当該複数アリーナを連携して活用することを想定する場合であっても、分けて申請するのでしょうか。

回答

メインアリーナとサブアリーナがある場合、メインアリーナで申請して下さい。そうでない場合は、個別に判断しますので、スポーツ庁の問い合わせ先までご連絡ください。

【問合せ先】

スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付 引地、坂本

Mail : sminkan@mext.go.jp

質問 13 (P. 1 - 2)

施設の所有者と運営者が異なる場合、どちらか一方が申請主体となることは可能ですか。

回答

両方で合意が得られているのであれば可能です。

質問 14 (P. 1 - 2)

応募対象者が①～③とされていますが、①～③のいずれに該当するかは、参加表明書の提出時点によるものとの理解でよいでしょうか。

回答

ご認識のとおりです。

質問 15 (P. 2 - 4)

公募スケジュールは次年度以降も今年度と同様ですか。

回答

概ね今年度と同じスケジュールで進める予定です。

質問 16 (P. 3 - 7)

「提出された申請書類に関し、施設及び事業の概要、写真・パースについては選定発表時やその後の情報発信において、スポーツ庁ホームページ等での使用の承諾を求める場合があります。」とありますが、公開されるものは様式5及び提出した写真・パースであり、その他の提出書類は公開されないものとの理解でよいでしょうか。

回答

ご認識のとおりです。また、公開の際は事前に諾否を伺います。

質問 17 (P. 3－7)

説明会時の質問に対する回答も、ホームページにて公表していただけるのでしょうか。

回答

説明会時の質問についても、この質問回答に記載しております。

質問 18 (P. 4－11)

(評価方法は到達度評価ということで) 選定数に上限はないのでしょうか。

回答

上限はありません。「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ」として、最低でも 20 拠点を実現するというを示す KPI となります。

質問 19 (P. 4－11)

評価基準について、「おおむね満たしている」とは、具体的にはどれくらいのレベルを指していますでしょうか。

回答

提出された資料の内容が、具体性や一定の根拠に基づいており、評価項目に照らし、「優れている」と判断できるものである場合に、「おおむね満たしている」と評価します。

質問 20 (P. 4－11)

選定に当たり、地域のバランスを考慮する等の予定はありますか(一つの自治体で一件選定されたら、他は見送られる等)。

回答

地域に対していくつ、という上限は設けておらず、募集要領別紙に示した基準を満たした施設については、基本的には全て選定する想定です(20 以上選定される可能性もあります)。

質問 21 (P. 4-11)

毎年度審査委員は変わりますか。

回答

毎年度見直しは行う予定ですが、必ず変わるとは明言できません。

質問 22 (P. 4-12)

選定されなかった場合に、次年度以降の申請は可能ですか。

回答

可能です。

また、参加表明後に辞退した場合であっても、翌年度以降に不利になることなく申請することが可能です。

質問 23 (P. 4-13)

年度によって選定メリットが変わる場合があるのでしょうか。

回答

予算要求に関わる話のため、確約はできかねますが、基本的にはすべての年度で統一したメリットを提供できることが理想であり、その予定です。

質問 24 (P. 4-13)

選定メリットにおいて、「学校施設環境改善交付金において、個別施設計画に基づく事業に準じた扱いとすること(中略)を検討する」とありますが、具体的にはどういうことなのでしょうか。

回答

スポーツ庁では、限られた財源を効率的・効果的に活用するため、今年度以降の当該交付金事業の事業採択に当たって、個別施設計画の策定状況を勘案することとしています。本選定を受けた案件については、上記と同様に扱うことを検討しています。

質問 25 (P. 4-13)

募集締切以降に、募集要領に記載されている以外の選定メリットが追加される可能性はあるのでしょうか。その場合、例えば、補助金の選定時の加点ではなく、申請要件となることはあるのでしょうか。

回答

選定メリットの追加はあり得ますが、公平性の観点から補助金の申請要件とすることはありません。

質問 26 (P. 4-13)

本公募の選定案件において、助成金などの資金的な援助はあるのでしょうか。また選定メリットに記載以外のメリットはありますか。

回答

本選定に紐づく補助金や助成金はありません。
また、選定メリットについて、現時点でお示しできるものは募集要領に記載のとおりですが、今後内容の追加があり得ます。

質問 27 (P. 4-13)

本公募にて選定された後、将来的に所在予定地に変更があった場合において、引き続き選定案件として案件審査の加点などが受けられるのでしょうか。

回答

募集要領別紙に示している評価項目に則った審査を行うため、選定後に評価項目に関連する見直しや変更が生じた場合は、選定取り消しとします。再選定を受ける場合は、次年度以降で再度申請ください。

質問 28 (P. 5-14)

申請書類に秘匿性のある事業収支や特殊性のある提案技術が含まれる場合、情報開示請求を受けても開示されないよう応募者から制限がかけられますか。

回答

技術公開をする目的での公表ではありませんので、申請者が公表を希望しない部分につい

ては非公表とし、情報開示請求があった場合でもこの点について配慮します。

質問 29 (P. 5-14)

「選定施設となった場合、選定の根拠となった事業内容及び「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ」選定の事実について、積極的な情報発信に努めてください。」とありますが、具体的にはどのようなことを想定すればよいのでしょうか。

回答

具体的には施設ホームページでの告知やニュースリリース等を想定しています。

質問 30 (P. 5-14)

施設が未完成の場合であっても事例集に掲載されるのでしょうか。事例集はいつ頃、どのような形で出す予定でしょうか。

回答

掲載される可能性はあります。事例集は令和2年度中にスポーツ庁ホームページでの公表を予定しています。

質問 31 (P. 6)

「20 拠点」の考え方について、「Ⅰ. 構想・計画段階」で選定された場合には、「選定されたが、「20 拠点」ではない」となるのでしょうか。

回答

ご認識のとおり「Ⅰ. 構想・計画段階」で選定を受けた案件は「20 拠点」に含めませんが、メリットは享受いただけます。

プロジェクトのフェーズが進み、「Ⅱ. 設計・建設段階」で再度ご申請いただき、選定を受けると「20 拠点」の対象となります。

質問 32 (P. 6)

現段階で応募対象者の②にある施設において、選定後に大幅な施設の見直し等が生じ、スケジュールや、申請内容が大幅に変更となった場合、どのようなになるのでしょうか。

回答

募集要領別紙に示している評価項目に則った審査を行うため、選定後に評価項目に関連する見直しや変更が生じた場合は、選定取り消しとします。再選定を受ける場合は、次年度以降で再度申請ください。

質問 33（選定要綱 P. 1）

選定要綱第2条において「スタジアム・アリーナ」についての定義が行われており、「スタジアム・アリーナ改革指針」によれば、「スタジアム・アリーナにおけるスポーツは、主にプロを中心としたスポーツチームによって行われる興行になると考えられる。」（5-5.1）とされています。

現時点において、こうしたプロを中心としたスポーツチームの興行利用の見込みが未定の場合は、選定要綱第2条における「スタジアム・アリーナ」に該当しないものという理解でよいでしょうか。

参考）多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定要綱 第2条
本要綱において、「スタジアム・アリーナ」とは、数千人から数万人の観客を収容し、スポーツを観ることを主な目的とする施設をいう。

回答

「スタジアム・アリーナ」の定義は「数千人から数万人の観客を収容し、スポーツを観ることを主な目的とする施設」であり、必ずしもプロスポーツチームの興行利用が見込まれていなければならない訳ではありません。

従って、プロを中心としたスポーツチームの利用を想定していない施設は「スタジアム・アリーナ」ではないことにはなりません。

質問 34（選定要綱 P. 1）

選定要綱第2条において「スポーツ」の定義がプロスポーツ以外も含む場合、「スタジアム・アリーナ」の定義が「数千人から数万人の観客を収容し、スポーツを観ることを主な目的とする施設」となっていますが、その判断基準はありますか。（スポーツを観ることを主な目的としているとは、どこで判断されるのでしょうか。）

回答

「主な」を判断するための明確な数値基準は設けておりません。申請者様自身をご判断ください。